指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護　つどいの家愛家里

重要事項説明書

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１　事業者

事業者（法人）の名称	社会福祉法人雪舟福祉会
主たる事務所の所在地	〒７１０－１２０１　総社市久代５１２７
代表者（職名・氏名）	理事長　守安　伸聡
設立年月日	平成１０年５月１３日
電話番号	０８６６－９６－０７００

２　事業所の概要

（１）事業所の名称等

事業所の名称	つどいの家愛家里
事業所の責任者（管理者）	伊田　将和
開設年月日	平成２０年４月１日
介護保険事業者指定番号	総社市指定番号　第３３９０８０００３９号
事業所の所在地	〒７１９－１１４２ 岡山県総社市秦３３１－３　日常生活圏域　総社市
電話番号及びＦＡＸ番号	電話（0866）90-2505　　ＦＡＸ（0866）94-2599
敷地概要・面積	敷地面積：６８５㎡
建物概要	構造：木造　　延べ床面積：１７４．７５㎡

（２）主な設備

宿泊室	５室（定員１名）　１室あたり面積７．５６㎡
食堂、居間	食堂・居間　５７．６２㎡
トイレ	トイレ　１室　　多目的トイレ　１室
浴室	１室
台所	１室

３　事業の目的と運営方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービス提供します。
事業の運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支えます。

４　事業実施地域、営業時間、定員等

営業日		営業日　年中無休
サービス提供時間	通いサービス	基本時間　９時～１６時
	訪問サービス	基本時間　　随時
	宿泊サービス	基本時間　１６時～翌９時
通常の事業実施地域		総社市全域
定　員	登録定員	２５名
	通いサービス定員	１５名
	宿泊サービス定員	５名

５　職員勤務の体制

（１）職員の配置状況　　（令和６年４月１日現在）

職種	職員配置	職務内容
管理者	１名	事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います
介護支援専門員	１名	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービス提供がされるよう、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業者等の他の関係機関との連絡、調整等を行います。
看護職員	１名以上	利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行います。
介護職員	ご利用者３名に対し１名以上	（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、サービスの提供にあたります。

（２）主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制
管理者 介護支援専門員 看護職員 介護職員	昼間の体制 早番７：００～１６：００　　日勤８：００～１７：００ 遅出１０：００～１９：００　遅出１３：００～２２：００ 夜間の体制 夜勤２２：００～翌１０：００ 当直１６：００～翌９：００

６　サービスの概要（契約書第４条参照）

（１）提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成	・サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動のへの参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者との協議のうえ、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 ・利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 ・計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を

		利用者に交付します。 ・作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		・利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	・移動、移乗介助 介護が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 ・排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 ・見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めています。
	機能訓練	・日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 ・レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	・食事の提供及び食事の介助を行います。 ・身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業までの間の送迎を行います。

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問サービスに関する内容	身体の介護	・排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 ・食事介助 食事の介助を行います。 ・清拭等 入浴の介助や清拭などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 ・体位変換 床ずれ予防のため、体位交換を行います。
	生活介助	・買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 ・住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の安否確認など

（２）（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ③利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供 ④利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など） ⑤利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食 ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7　利用料金（利用契約書第５条・第６条参照）

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割又は２割、３割の額です。

ご負担いただく具体的な金額については、別紙でご確認ください。

（１）介護サービスの利用料

【基本部分：（介護予防）小規模多機能型居宅介護費】

区分	項目	基本利用料	利用者負担額			備考
			１割負担	２割負担	３割負担	
基本利用料（※注１）	要支援１	34,500 円/月	3,450 円/月	6,900 円/月	10,350 円/月	
	要支援２	69,720 円/月	6,972 円/月	13,944 円/月	20,916 円/月	
	要介護１	104,580 円/月	10,458 円/月	20,916 円/月	31,374 円/月	
	要介護２	153,700 円/月	15,370 円/月	30,740 円/月	46,110 円/月	
	要介護３	223,590 円/月	22,359 円/月	44,718 円/月	67,077 円/月	
	要介護４	246,770 円/月	24,677 円/月	49,354 円/月	74,031 円/月	
	要介護５	272,090 円/月	27,209 円/月	54,418 円/月	81,627 円/月	

（注１）上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）月途中から登録した場合、又は月途中に登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

（注３）登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

（注４）登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います

【加算部分】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

区分	項目	基本利用料	利用者負担額			備考
			１割負担	２割負担	３割負担	
加算（※注２）	初期加算（30 日以内の期間）	300 円/日	30 円/日	60 円/日	90 円/日	
	認知症加算（Ⅰ）	9,200 円/月	920 円/月	1,840 円/月	2,760 円/月	要介護のみ
	認知症加算（Ⅱ）	8,900 円/月	890 円/月	1,780 円/月	2,670 円/月	要介護のみ
	認知症加算（Ⅲ）	7,600 円/月	760 円/月	1,520 円/月	2,280 円/月	要介護のみ
	若年性認知症利用者受入加算	4,500 円/月	450 円/月	900 円/月	1,350 円/月	要支援のみ
		8,000 円/月	800 円/月	1,600 円/月	2,400 円/月	要介護のみ
	看護職員配置加算（Ⅰ）	9,000 円/月	900 円/月	1,800 円/月	2,700 円/月	要介護のみ
	看護職員配置加算（Ⅱ）	7,000 円/月	700 円/月	1,400 円/月	2,100 円/月	要介護のみ

	看護職員配置加算（Ⅲ）	4,800 円/月	480 円/月	960 円/月	1,440 円/月	要介護のみ
	看取り連携体制加算	640 円/日	64 円/日	128 円/日	192 円/日	要介護のみ
	訪問体制強化加算	10,000 円/月	1,000 円/月	2,000 円/月	3,000 円/月	要介護のみ
	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	12,000 円/月	1,200 円/月	2,400 円/月	3,600 円/月	
	総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	8,000 円/月	800 円/月	1,600 円/月	2,400 円/月	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,000 円/月	100 円/月	200 円/月	300 円/月	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	200 円/月	400 円/月	600 円/月	
	口腔･栄養スクリーニング加算（6 月に 1 回を限度）	200 円/回	20 円/回	40 円/回	60 円/回	
	科学的介護推進体制加算	400 円/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月	
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1,000 円/月	100 円/月	200 円/月	300 円/月	
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100 円/月	10 円/月	20 円/月	30 円/月	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7,500 円/月	750 円/月	1,500 円/月	2,250 円/月	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6,400 円/月	640 円/月	1,280 円/月	1,920 円/月	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	3,500 円/月	350 円/月	700 円/月	1,050 円/月	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数の 10.2%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数の 7.4%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護報酬総単位数の 4.1%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 0.9%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 0.8%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数の 1.5%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数の 1.2%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護報酬総単位数の 1.7%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	

（２）その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事代	朝食４００円　昼食５５０円　おやつ１００円　夕食５５０円
宿泊代	１泊　３，０００円
洗濯代	ご本人、ご家族での洗濯が難しい場合代行いたします １月　５，０００円（但し、入院時は除く）
レクリエーション、クラブ活動	材料費実費

（３）利用料金の支払い方法

上記（１）から（２）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、なるべく口座引き落としにてお支払いいただきますようご協力お願いいたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の２０日（祝休日の場合は直前の平日）に、ご利用者が指定する下記の口座より引き落とします。（手数料無料）
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日までに、現金でお支払いください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第６条参照）

<table>
<tr><td>利用の中止、変更、追加</td><td>利用予定日の前に、利用者の都合により小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
保険給付サービスについては、利用料金は１か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１か月の利用料は変更されません。ただし、その他のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
<table>
<tr><td>利用予定日の前日までに申し出があった場合</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>利用予定日の前日までに申し出がなかった場合</td><td>当日利用料金（自己負担相当額）の１０％</td></tr>
</table>
サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。</td></tr>
</table>

８　利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示していただく必要があります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	飲酒は原則禁止です。 喫煙は決められた場所でしてください。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。 所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
職員に対するハラスメント行為	下記の行為はハラスメントに該当する場合があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解ご了承ください。 ①職員に対する身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為 ②職員に対する精神的暴力 人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 ②職員に対するセクシャルハラスメント 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

	居宅サービス	地域密着型サービス
小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）を利用中に“利用できない”サービスについて	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 居宅介護支援	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	居宅サービス	
小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）を利用中に“利用できる”サービスについて	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 福祉用具貸与	左記のサービスを利用する場合は、小規模多機能型居宅介護にかかる費用を含めて限度額管理を行います。
	特定福祉用具販売 住宅改修	

９　非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	別途定める消防計画に沿って対応を行います。
平常時の訓練等	避難訓練を年２回以上、利用者も参加して行います。
防犯防火設備 避難設備等の概要	消火設備：消火器 警報設備：自動火災報知器、火災通報装置 避難設備：誘導灯

１０　緊急時における対応方法

サービス提供時中に利用者の体調や容態の急変、その他必要場合は、速やかに主治医や協力医療機関及びご家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	所属医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	TEL
	医師名	
緊急連先 ご家族等①	名前（本人との関係）	
	住所	〒
	電話番号	TEL
緊急連先 ご家族等②	名前（本人との関係）	
	住所	〒
	電話番号	TEL
緊急連先 ご家族等③	名前（本人との関係）	
	住所	〒
	電話番号	TEL

１１　協力医療機関等

協力医療機関	森下病院 所在地　岡山県総社市駅前１丁目６番１号 電　話　（０８６６）９２－０５９１
協力歯科医療機関	医療法人むらき歯科医院 所在地　総社市門田３６４－１２ 電　話　（０８６６）９３－９８７６
連携介護老人福祉施設	地域密着特別養護老人ホーム　結いのさと愛家里
	所在地　岡山県総社市秦３３０－１ 電　話　（０８６６）９６－９０１０

１２　秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。 またその職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。
個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
動画・写真の利用について	別紙

１３　身体拘束等について

身体拘束等の禁止	事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合かは、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、介護支援専門員、看護職員、介護職員で検討します。個人では判断しません。 ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１４　苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	担 当 者　管理者　伊田　将和 連 絡 先　（０８６６）９０－２５０５ また、苦情受付箱を事業所受付けに設置しています。
事業所外苦情相談窓口	総社市役所　保健福祉部　長寿介護課　介護保険係 連絡先　　総社市中央一丁目１番１号 （０８６６）９２－８３６９
	岡山県国民健康保険団体連合会　介護１１０番 連絡先　　岡山市北区桑田町１７番５号 （０８６）２２３－８８１１

１５　運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
委員の構成	利用者代表　利用者の家族代表　地域住民の代表 総社市の職員又は地域包括支援センターの職員 事業者が認める者
開催時期	おおむね２か月に１回開催します。